

「がん対策推進基本計画イメージ」に対する意見

愛媛県 景浦しげ子

総論的意見

1. この計画に沿って、各都道府県が今年度中に、計画を策定しなければならないこととなっている。そのため、目標や指標が多くなると、把握できていない項目について、改めて調査を実施しなければならず、その後の、関係者の協議に十分な時間をかけられなくなることが考えられる。よって、項目数はできるだけ絞るなどの配慮を願いたい。
2. 地方の財政は、きわめて厳しく、国の補助事業であっても、県負担分が捻出できないため、実施できないものも多い。国の直営事業の充実や、県負担を要件としない補助制度の拡充を希望する。
3. 「はじめに」の最後の部分の「がん患者を含めた国民ががんを知り、がんと向き合い、がんに負けることの無い社会」の実現…の「がんに負けることの無い社会」については、具体的に何をさしているのかわかりにくく、違和感を感じる。あえて言えば、積極的な治療を受けることを勧めているようにも受け止められる。「はじめに」は、この計画の趣とも言うべき部分であると思うので、この計画の主旨が十分国民…特にがん患者さんや家族…に正確に伝わることが重要と思う。
4. 基本法の「基本理念」を基本方針としているが、「目標」「重点的に取組むべき課題」「分野別施策」との整合性が取れていないのではないか。例えば「2.医療の均てん化」や「3.患者の…」を達成するための「重点的に取り組むべき」ものや、「目標」が明確でない。わかりやすくするためにには、体系的な表示にすることも考慮されたい。
5. この「基本計画」は、国や、自治体、国民、医療機関などが取り組むべきものが混在しているが、都道府県の責任範囲が明確でないと、これに基づき作成することとなっている都道府県計画に盛り込む内容が、それぞれの解釈により、ばらばらになる恐れはないか。また、国や、国立大学法人、学会、団体等の役割について、現状の書き振りでは、具体的にどのように取

り組むか、わかりにくいのでできるだけ明確に示したほうが、取り組みやすいと思われる。

6.「全対目標」の期間を10年としているが、がん対策基本計画、医療計画などの計画期間は、5年であるので、それらとの整合性は、どうするか。

7.「個別目標」は、今後の対策の評価指標ともなるものであるので、実施にむけての体制の整備状況を中心とするのか、実施状況か、実施による国民の満足度や成果を指標とするのかについての論議が必要ではないか。例えば「緩和ケアに関する目標」についていえば、「緩和ケアにかんする研修を受講した医療関係者数」「緩和ケアに従事している医師数」「在宅で使用する麻薬の処方箋を受け付けることのできる調剤薬局数」「緩和ケアを受けた患者数」「痛みによるQOLの低下を防げた患者数」などいろいろなものが考えられる。

8.「第3.重点的に取り組むべき課題」については「第4分野別施策」の中から、目標達成のため特に力を入れるべきもの、これまでとり組めてないために新規に取り組むものなどがくるのではないかと考えるが、「3.がん登録」以外の2項目は、それぞれ内容が多く盛りだくさんなので、もう少し細かくしたほうがわかりやすいのではないか。例えば「2.緩和ケア」の部分に「在宅医療」が記述されているが、「在宅医療」の推進には、緩和ケアのみではなく、医療体制など、多くの取り組むべき課題があると思うので別項目としてはどうか。ちなみに、地域がん登録を実施しているのは、平成19年4月で、32府県ではなく35府県1市ではないか。

9.「第4分野別施策」は、2~4まで医療に関するものであり、この部分が極めて多く、特に「2.がん医療」に含まれる項目は、どれも重要であるので、別々の項目立てとしたほうがわかりやすいのではないか。さらに、「4.がん医療に関する相談支援等および情報提供」については、単に、医療のみに関する相談をうけつけるというよりは、より広い相談が期待されているので、「がん医療に…」と特定しないほうが良いのでは。

10.「第5その他」に記載されているものは、どれもきわめて重要で、特に、「4.国民の努力」や「5 効率的・重点的な財政措置」は、もっと前のほうにしっかり記載されるべき事項ではないかと思われる。計画が絵にかいたもちにならないためには、明確な財政の裏打ちなしには、達成できないと思われる。

各論的意見

1. 「基本方針」の「2.がん医療の均てん化」について

がん予防の推進のことが書いてあるが、この中に入れるのは無理があるのでは。罹患の予防は、医療と共に、重要な柱であることを示したほうが良いと考える。また、予防は、検診受診のみではなく、国民が日常生活でタバコと、食生活等について罹患予防のために取り組むことも大きな部分があるので、この点にも触れておく必要があるのではないか。現在は「第5その他」の「4 国民の努力」の中に触れられているが、むしろ「第3.重点的に取り組むべき課題」の中に入れたほうが良いのではないか。

2. P.4 の「全体目標」の「がんによる死亡の減少」について

これに年齢調整死亡率を使うのであれば、既に、減少傾向にあるので、「このスピードを加速させる」という表現とすべきか。

また、死者の実数で述べることは、今後高齢世代人口の増加による必然的な死亡の増加と、対策の効果による死亡の減少が影響するであろうから、対策の評価指標とするのは困難ではないか。

また、死亡のみを目標とするのではなく、「罹患」を減らすことを目標にしないのは一次予防の軽視と取られるのではないかと危惧する。WHO の「国家的がん対策プログラム」のように、「がんの罹患と死亡を減少させる」のほうが適当と思われる。

3. 全体目標での「すべてのがん患者の苦痛の軽減」について

この表現は、むしろ、WHO の「国家的がん対策プログラム」の目標である「がん患者とその家族の QOL を向上させる」のほうが適当と思われる。

その理由は、

- ① 今回の計画は、これまでのがん対策のように患者のみを対象とするのではなく、患者と同じように苦しんでいる家族も対象とするということを明確に示せること。
- ② 「苦痛の軽減」とすると、即「緩和ケア」となって、それ以外の「精神的なサポート」や「医療についての十分な説明」などは、含まないように受け止められる。患者会からも、そうした点についての強い要望がみられるので緩和ケア以外の幅広い支援による「QOL の向上」のほうがふさわしいと思われる。また、今後、がん治療を受けつつ社会生活を送っている人、がん治療による後遺症を持ちつつ生活している人、小児期にがん治療を受けた成人などが増えてくると思われ、「QOL の向上」とすることで、これら「苦痛」は無いが、各種の支援を必要としている人たちも対象となることが明確となるのではないか。

4. 「個別目標」について

この項目には、基本方針の「医療の均てん化」と「患者の意向を重視した医療提供体制」についての達成度を評価できる項目が見られない。医療の均てん化とは、大都市と地方、県内での地域格差をなくすことを意味するを考えるので、そうした点についての目標を示す必要があるのではないか。また、ここに「研究の推進」の項目を加えてはどうか。新しい医薬品や、治療機器、新しい治療法などについて記載が必要と思われる。

5. 「第3.重点的に取り組むべき課題」について

「1.放射線療法…」の「その専門医等」は、「医療従事者」としてはどうか。医師のみでなく、広くコメディカルをさしていることが明らかとなるので。また「3.がん登録」については、この記述では、重点的に取り組むという姿勢が伝わりにくい。

6. 「第4分野別施策」の「1.がんの予防および早期発見」について

市町村が行うがん検診の対象者の定義が示されていないため、市町村としても、対象者の正確な把握ができていない。そのため、受診率の正確性に課題がある。一方でがん検診受診率の向上が期待されているが、

市町村実施のがん検診受診率が上がらない原因の一つは、平成10年に、老人保健法にもとづいていたがん検診が補助対象から一般財源化されたことによる。市町村では、現状以上の予算をがん検診に回すことが困難であり、受診者の増加を誘導できない。このような状況に対し、有効な施策が実施されなければ、普及啓発のみでは目標値の達成は困難と思われる。

7. P.9の「がん患者の意向を十分尊重した……医師を養成していく」については、どのような医師なのか、また、どのような場面でのことを前提としているのか、わかりにくい。がんの非専門医であっても、がんについての一定レベルの知識をもつよう大学教育を行うという意味か。
8. P.12「診療ガイドラインの作成にあたっては、患者がどのような事を望んでいるのかという視点を考慮することも検討する」となっているが、具体的な意味が良くわからない。
9. P.17「拠点病院については、技術・知識にかんするアドバイス…その連携を強化することにより、院内がん登録を着実に実施する」
その連携…とは何を指していますか。
10. P.20「がん医療を変えるとの責任や自覚を持って活動」する主体について、患者団体なら理解できるが、患者本人に望むのは困難ではないか。また、「がん患者およびその家族ががんに対する治療およびその結果について責任を共有する…」とは意味がわかりにくい。

都道府県からの意見聴取結果【概要】

【取りまとめ 愛媛県】

[総論]

1. 国の財政支援について（3県）

数値目標を掲げても、財政支援、人材育成なしには、達成できない。実施主体が地方自治体であっても、国による予算措置の必要性についての記述を盛り込んでほしい。

2. 「取り組むべき課題」について実施主体を明確に示し、さらに国と都道府県、市町村、拠点病院などの役割分担について具体的に示してほしい。（2県）

3. 基本計画は県計画の基本となるので、数値目標を掲げるなど、だれが、いつまでに、どこまで実施するのかなど、明確な構成や記述にして、表にまとめるなどわかりやすく示してほしい。

4. 都道府県計画策定には、パブリックコメント、県議会への報告などの手続きがあるため、十分な時間の確保と、実情を考慮した弾力的な対応が可能となるよう希望する。

[各論]

1. 一次予防対策

- ① 「重要課題」に、予防(働き盛り世代での啓発や検診受診率向上など)の重要性を明記されたい。
- ② タバコ対策は、がん予防の最重要課題であるので、現状や対策(環境整備も含む)について明記してほしい。
- ③ 職域への強力な働きかけによる予防についての普及啓発の推進が重要である。

2. 検診受診率について市町村のみでなく、職域やドックなどでの受診も含む正確な受診率が把握可能になるよう希望する。

3. 医療体制について

①人材について

- ・病理専門医、放射線画像診断専門医が慢性的に不足している。（1県）
- ・放射線療法、化学療法、緩和ケア等にかかる医療従事者の育成目標の明示を。（1県）
- ・都道府県が実態を把握しようとしても、統一した資格が無いので、把握困難。（1県）

②診療報酬について

緩和ケアに関する必要病棟数が整備できるような診療報酬の設定を望む。病理診断、放射線画像診断に関する専門医の技術料の設定を望む。地域連携クリティカルパスに関する診療報酬の評価を望む。

③緩和ケアについて

どういう患者をどこ(緩和ケアチーム配置病院、緩和ケア病棟、在宅療養支援診療所など)が対応するかなどについての明示と共に、効果的な整備方針の提示を希望する。

- ④ PET を始めとする高額医療機器の共同利用のため、各種規制の緩和を希望する。
- ⑤ 「免疫療法」を治療法の一つとして明記してはどうか。
- ⑥ 拠点病院指定が受けられるような支援を望む。二次医療圏に一箇所となっているが、柔軟な対応が可能となるよう基本計画への明示を希望する。「指定解除」は、行政処分と受け止められるが、法令上問題が無いいか。
- ⑦ セカンドオピニオンにかんする体制整備について明記を望む。

4. がん登録について (3 県)

- ・法制化を前提とし、全国統一の登録システムの導入を図ることを盛り込んでほしい。
- ・登録事業の個人情報保護法の適応除外について法令等に明確に記載すべき。
- ・登録の予後調査における個人情報の使用申請に対する審査基準の弾力的運用を希望する。

5. 広い分野に関する項目

- ① P.13 の小児がんについての記載を「小児がんについては治療期間（回復に要する期間を含む）における教育の機会を確保すると共に、家族への支援とあわせて、ライフステージを通じた長期予後のフォローアップを含め今後よりいっそうの対策を講じていく。」に変更を希望する。
- ② 地域固有の医療福祉サービスに関する情報の基本計画への記載が望ましい。
- ③ 患者の悩みを軽減するための相談窓口がインターネット上で公開しており、こうした活動について基本計画で紹介してはどうか。

